

7医第19号  
令和7年(2025年)4月16日

長野市保健所長  
松本市保健所長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知  
いただくとともに、貴管下医療機関等あての周知につきまして御配慮をお願いいたします。  
なお、一般社団法人長野県医師会には別途同様に通知しましたので申し添えます。

(問い合わせ先)

担 当	医療政策課医療係 久保
電 話	026-235-7131
ファクシミリ	026-223-7106
電子メール	medical@pref.nagano.lg.jp